

横須賀市立市民病院病院(院内)感染予防対策基準

医療関連感染対策の国際基準ともいえる基本的な感染予防策として、標準予防策と感染経路別予防策がある。標準予防策の遵守、対象に応じて標準予防策に加え、感染経路別予防策を実施する。

1. 標準予防策

1) 概念

すべてのひとに対して標準的に講じる疾患非特異的な感染対策である。

すべてのひとの汗を除く血液・体液・粘膜・損傷皮膚を、感染の可能性がある微生物を含んでいると心得て対応する。医療従事者は、自分を守るため、また自分が感染症を媒介しないために、標準予防策を遵守する。

2) 標準予防策の実際

- (1) 血液・体液等との直接接触、または血液・体液等が付着している可能性があるものと、接触が予想される場合は防護策を講じる。手指衛生、必要に応じた个人防护具を使用する。
- (2) 医療器具の適切な取り扱いを行う。再使用可能器具は適切に処理する。患者配置・血液媒介感染症予防策・日常の環境清掃・廃棄物の処理方法を適切に行う。

2. 空気予防策

1) 対象

結核・水痘・麻疹感染症 など

2) 方法

陰圧を保てる個室管理とし、患者以外が室内に入るときには N95 マスクを正しく着用する。患者が室外へ出るときにはサージカルマスクを着用する。

3. 飛沫予防策

1) 対象

インフルエンザウイルス感染症、風疹感染症、マイコプラズマ感染症 など

2) 方法

飛沫の飛び散りを防ぐために、個室または他の患者と距離を置く、または仕切りを設置する。患者の 1m 以内で処置を行う医療従事者はサージカルマスクを着用する。

4. 接触予防策

1) 対象

薬剤耐性菌検出者、クロストリジウムディフィシル検出者 など

2) 方法

患者もしくは周辺環境に触れる時には、手袋を着用する。医療従事者の着衣が触れる恐れのある時には、エプロン・ガウンを着用する。標準予防策に加えて実施する。